

決算書類の「ネット公開制度」について

平成14年4月の商法改正により、インターネット上での貸借対照表等の公告が認められるようになりました。今まで中小企業ではほとんど公告などはされてないようですが、今後のますますのネット社会の到来に伴ない、今一度公告制度を見直してみる必要があるかも知れません。

1. 改正前の公告制度とその問題点

改正前の商法283条第3項では、「取締役は株主総会の承認後、遅滞なく貸借対照表を公告すること。」が義務づけられていました。さらに、商法特例法上の大会社については、損益計算書についても公告することを求められています。これらの計算書類の公告については、すべての科目を1円単位まで表示する必要はなく、要旨でもよいこととされています。

これは決して大企業、公開企業だけに義務づけられたものではありません。中小企業でも原則としてやらなくてはいけないことです。公告を怠った場合には、100万円以下の過料という罰則もあります。にもかかわらず、現実的にはほとんどの中小企業が貸借対照表の公告を行っていません。私どものお客様でも公告をしているところは全くない、というのが現状です。中小企業においては、公告制度は正に形骸化していると言ってもよいと思います。

2. なぜ公告をしないのか

法律で決められているのに、なぜ公告しないのか。1つには、公告が法律で義務付けられているという意識が、経営者にほとんどないことによります。決算公告をしなければいけない、と考えている中小企業の経営者はまずいないでしょう。そのように指導を受けたこともないし、公告をしなかったことにより、不都合や罰則を受けたこともありません。これでは法律はあってないようなものです。この1年商法はずい分改正されてきましたが、まだまだ中小企業にとっては、形式的な規定が非常に多いように思います。

また、公告がされない原因としては、公告をしたかしなかったかをチェックする仕組みがないからです。税務申告であれば、税務署がチェックしていますし、

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

各種許認可や届出は各省庁や自治体がチェックをしています。また、ビジネスをしていく上で、それらの証明が必要であったりする社会的な仕組みができています。このような仕組みが中小企業の決算書の公告制度にはありません。

さらに言えば、公告する積極的な意味が見出せないことも1つの理由です。「公告して何になるの？何のメリットもないよ。」といったところです。むしろ公開するデメリットの方を意識してしまいます。そこに決算書類の公告をしない最大の理由があります。すなわち、数字をオープンにしたくない、というのが実はホンネのところですよ。中小企業のほとんどが同族会社ですから、取引先にも社員にも外部株主にもできれば見せたくない、というのがかなりの会社の現状ではないでしょうか。

3. 4月から施行された改正の内容

それでは、4月からはどのように変わったのでしょうか。概要をまとめると次のようになります。

- ① 電磁的方法で公告をすることを、取締役会の決議で決定し、株主総会の承認を得る。
- ② 法務省令に定める電磁的方法により、貸借対照表を公告する。
- ③ 5年間、不特定多数の者がその提供をうけることができる状態にする。
- ④ 電磁的方法は、インターネットに接続されたサーバー（自動公衆送信装置）を使用して、WEB（ホームページ）を利用する方法とする。
- ⑤ そのホームページのアドレスを商業登記所に登記する。

このネット公告をすることにより、官報や日刊新聞に公告する必要はなくなります。したがって、公告のコストはほとんど不要になります。今まで、高額な公告料金も公告がされない1つの要因になっていましたから、それは解消されることとなります。

公告する貸借対照表については、今までは要旨でよかったのですが、今後は省略することは認められていません。ホームページであれば掲載スペースを考慮する必要がないからです。（大会社は損益計算書も必要になります。）

一旦掲載した貸借対照表は、5年間載せておく必要がありますが、ネット公告

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

初年度は直近の貸借対照表だけで構いません。

また、登記するのは、自社ホームページのトップページではなく、計算書類が掲載されている部分自体のアドレス（計算書類が直接見られるか、「計算書類公開のページ」のような目次ページのアドレス）にしておく必要があります。

4. 中小企業への影響およびその対応

ネット公告の制度ができたからといって、中小企業がこぞってネット公告を始めることはないと思います。公告をする積極的な理由が満たされたとはいえないからです。確かに費用の問題は解決されましたが、「公告してどうなるの?」という目的は解決されていないからです。

しかし、逆に言えばその「積極的な理由」さえ見つければ、すぐさまネットを活用した情報公開を行なう土壌ができた、ということもできます。

今後、中小企業はこれにどのように対応していくか、思いつくままに述べさせていただきます。

(1) ホームページは会社そのもの

インターネット上で会社の決算内容までわかってしまう、いよいよそんな時代がきました。その会社のホームページさえ見れば、何を売り物にしているのか、会社の概要や施設、経営者はどんな人、そして財務状況は?そこまでわかっしまえば、もうホームページは会社そのものです。したがって、この時代にホームページを持たないことは、会社であることを放棄するようなものです。まずは、ホームページを持つことからです。

(2) 特定の者から

ネット公告は3③に書きましたように、不特定多数の者に提供することが原則です。とは言っても、ホームページに決算書を公開するのは、やはり勇気のいることです。そこで正式なネット公告ではなく、自社のホームページで特定の者に対してのみ、決算書を公開してみてもどうでしょうか。ホームページ上でパスワードを入れると見るができるような方法です。特定の者は、株主、従業員、特定の取引先、銀行などが考えられます。これをやるだけでも十分会社の信用度が上がってきます。また、将来の正式なネット公告に対する準備にもなります。

(3) どうせやるならその他の書類も

特定の者に対してでも、正式なネット公告でも、やると決めたら貸借対照表だけではもったいないです。損益計算書や営業報告書、関連会社の状況や、できれば監査報告などがあると信用度が高まりますよね。できるだけ会社の内容を正しく理解してもらい、信用してもらい、信用してもらうことが大事です。ネット公告の最大の目的は、会社の商品やサービスだけでなく、会社全体の信用度を高め、取引先や会社の協力者をガッチリつかまえていくことです。ネット公告は、そのための非常に強力なツールになると思います。

以上、決算公告自体やっていなかったのに、いきなりネット公告というのはかなりのギャップがあるかも知れません。でもこれだけネットビジネスが盛んになり、Eメールやホームページもビジネスに活用されてくると、むしろネット上の方が抵抗なくできるような気もします。公告といってもわざわざホームページを見に来てくれる人だけが見るわけですから、その点もそれ程心配する必要はないのかも知れません。臆せず公告して、信用度を高めていった方が、これからのネットビジネスの世界では有利になるかも知れません。

いずれにしても、今後のネット公告の動向などにも是非、注意を向けておいて下さい。

(この原稿は、月刊「経理ウーマン」(研修出版社) 6月号に掲載される原稿に若干の手直しを加えたものです。)